

未熟児養育医療給付制度

出生体重が概ね2000g以下で、指定医療機関の医師が入院治療を必要と認めた乳児に、医療費の一部を公費負担する制度です。

問合せ 健康増進課予防係
(ふれあいセンター)
Tel.50-1173

児童手当

中学校修了までの児童を養育されている方に手当を支給しています。所得制限があります。

対象者 中学校修了までの児童の養育者
月額 0歳から3歳未満 15,000円
3歳から小学校修了前
1子・2子 10,000円 3子以降 15,000円
中学生 10,000円
お知らせ 出生、転入届出時
問合せ 子育て支援課子育て給付係
Tel.50-1202

子ども医療費助成

中学校3年生までの子どもを対象に、医療機関で支払う医療費の自己負担分の全部または一部を助成しています。

対象者 中学校3年生までの子どもの保護者
お知らせ 出生、転入届出時
問合せ 子育て支援課子育て給付係
Tel.50-1202

特別児童扶養手当

家庭で監護されている障がいのある児童(20歳未満)の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母または養育者に対して手当を支給しています。一定の障がいの程度、所得制限があります。

対象者 障がい児の父母または養育者
問合せ 社会福祉課障がい福祉係
Tel.50-1167

自立支援医療(育成医療)給付制度

身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童が、その障がいを除去する効果が期待できる手術等を行う場合の医療費の一部を助成します。

対象者 身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童
問合せ 社会福祉課障がい福祉係
Tel.50-1167

児童扶養手当

父母の離婚等により、父親または母親と生計を同じくしていない児童(原則18歳の年度末まで)が養育されるひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給しています。所得制限があります。

対象者 母子・父子家庭等
問合せ 子育て支援課子育て給付係
Tel.50-1202

ひとり親家庭等医療費等助成制度

ひとり親家庭の父母等の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の父母等に医療費、調剤費等の一部を助成しています。所得制限があります。

対象者 母子・父子家庭等
問合せ 子育て支援課子育て給付係
Tel.50-1202

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭、父子家庭の母及び父が就労のために教育訓練講座を受講した場合に、給付金を支給します。所得制限があります。

対象者 母子・父子家庭の母及び父
問合せ 子育て支援課児童家庭係
Tel.50-1215
その他 事前相談が必要です

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

母子家庭、父子家庭の母及び父が養成機関における修業期間について生活費の負担軽減のため、一定期間給付金を支給します。所得制限があります。

対象者 母子・父子家庭の母及び父
問合せ 子育て支援課児童家庭係
Tel.50-1215
その他 事前相談が必要です

母子父子寡婦福祉資金

母子・父子家庭、寡婦の経済的自立を応援するため貸付けを行っています。(修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金など)

対象者 母子・父子家庭、寡婦
問合せ 子育て支援課児童家庭係
Tel.50-1215
その他 貸付けは千葉県が実施します
貸付けを受けるためには審査が必要です